

新型コロナウイルス感染症

警戒度レベルが「感染嚴重注意」に！

県内の新型コロナウイルス感染症の状況は、新規感染者が急増しており、感染経路不明のケースが半数程度であること、また、病床・重症病床の稼働率が増加傾向にあり、より強い注意が必要な状況であることから、警戒度レベルが「感染拡大注意」から「感染嚴重注意」に引き上げられました。

警戒度に応じた行動基準は、県ホームページをご確認ください。

- 区域 栃木県全域
- 期間 12月31日(木)まで (予定)
- 問合せ ○県健康増進課 ☎028-623-3089 ○町保健センター ☎72-5858

感染リスクが高まる「5つの場面」に注意！

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下します。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすくなります。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まります。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高めます。

場面② 大人数や長時間の飲食

- ・長時間に及ぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事比べて、感染リスクが高まります。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まります。



場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まります。

- ・マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケなどでの事例が確認されています。

- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要です。

場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まります。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されています。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合があります。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。

新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等に対する固定資産税の軽減のお知らせ

新型コロナウイルス感染症とそ
のまん延防止のための措置の影響
等により、厳しい経営環境にある
中小事業者等に対して令和3年度
課税分の固定資産税を軽減します。

- ▼対象者 町に資産を有する中小事業者等(資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1千人以下の法人、常時使用する従業員の数が1千人以下の個人)
- ▼軽減の要件・内容
令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比較し、30%以上50%未満減少している場合は、2分の1軽減
50%以上減少している場合は、全額軽減
- ▼対象資産 償却資産と事業用家屋
- ▼提出書類
①新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する確認書

- ③収入減を証する書類(会計帳簿または青色申告決算書等の写し)
- ④特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色申告決算書等の写し)
- ⑤法人の資本金を確認する書類(登記簿謄本等の写し) ※個人は不要。
- ▼申告期間 1月4日(月)～2月1日(月)
- ▼申告方法 認定経営革新等支援機関等に②を申請(①～⑤の書類を添付)し、認定を受ける。その後、申告期間に①～⑤全ての書類を町税務課に提出

- ※申告書等の様式は、町ホームページからダウンロードできます。また、税務課窓口で配付しています。
- ▼問合せ 税務課資産税係 ☎(72)6905

